

■ 指名競争入札参加資格者変更届について

(1) 越生町入札参加資格審査申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合には、『指名競争入札参加資格者変更届』及び下記にある必要書類を添えて、直ちに提出してください。

	変 更 事 項	添 付 書 類
①	商号又は名称(法人)	商業登記簿謄本又はそれに類するものの写し
	商号(個人)	許可(登録)行政庁に提出した変更届(受理印のあるもの)の写し
②	本店・主たる営業所の所在地(法人)	商業登記簿謄本又はそれに類するものの写し 許可(登録)行政庁に提出した変更届(受理印のあるもの)の写し
	住所・主たる営業所の所在地(個人)	住民票の写し 許可(登録)行政庁に提出した変更届(受理印のあるもの)の写し
③	代表者(法人)	商業登記簿謄本又はそれに類するものの写し
	代表者の改名(法人)	
	事業主の改名(個人)	住民票の写し
④	本店・主たる営業所の電話・FAX番号	変更届のみ
⑤	代理人	《建設工事》・・・・・・・・・・委任状 《設計・調査・測量》・・・・・・・・委任状 《土木施設維持管理等》・・・・・・委任状 《建設資材・物品》・・・・・・・・委任状
	代理人の改名	住民票(変更日が確認できるもの)の写し
⑥	代理人の役職名	《建設工事》・・・・・・・・・・委任状
⑦	代理人を置く営業所の所在地	《設計・調査・測量》・・・・・・・・委任状 《土木施設維持管理等》・・・・・・委任状 《建設資材・物品》・・・・・・・・委任状
⑧	代理人を置く営業所の電話・FAX番号	変更届のみ
⑨	許可(登録)の有無(登録部門の変更を含む。)	[許可(登録)切れなど] 変更届のみ
		[許可(登録)取消など] 許可(登録)取消通知書などの写し
		[許可(登録)取得など] 許可(登録)通知書(証明書)などの写し
⑩	許可番号・許可の一般・特定の区分 《建設工事》	許可通知書(証明書)の写し
⑪	組合役員・組合員	役員名簿・組合員名簿
⑫	県内の営業所の有無(県外業者のみ)	許可行政庁に提出した変更届(受理印のあるもの)の写し

	変 更 事 項	添 付 書 類
⑬	建設業労働災害防止協会への加入の有無 《建設工事》	[加入] 建設業労働災害防止協会加入証明書(加入日が確認できるもの)の写し [脱退] 変更届のみ
⑭	I S O 認証取得の有無	[取得] ISO認証取得登録証の写し [失効] 変更届のみ

ア 書類は、A4サイズにて作成してください。

イ 変更届は、代表者名で作成してください。代理人名では不可とします。

ウ ⑤(改名の場合を除く。)、⑥については、変更日をさかのぼることはできません。
(変更年月日は、変更届の受理日以降の日としてください。)

なお、人事異動等のために代理人関係の変更が生じる場合は、あらかじめ届出をすることもできます。

(2) 申請後、次に掲げる事項に該当するときは、直ちに届け出てください。

ア 営業の休止、再開又は廃止をしたとき

イ 営業停止命令を受けたときは又は金融機関から取引を停止されたとき

ウ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者(特別の理由のある者を除く。)となったとき

エ 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき

オ 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき

カ 役員、使用人等が贈賄、談合などの不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき

キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき

ク 埼玉県内で工事事故等を起こしたとき

(3) 提出先

○住 所

〒350-0494

埼玉県入間郡越生町大字越生900番地2

越生町役場 企画財政課 管財担当

○電話番号

049-292-3121 内線225・226